

保護者の皆様へ

五戸町福祉課

## 《令和3年度五戸町遺児入学祝金のお知らせ》

五戸町では、遺児の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的として、令和3年度に小学校又は中学校に入学する児童・生徒（遺児）を対象に入学祝金を支給いたします。支給対象となると思われる児童がおりましたら、下記をご確認の上、申請をお願いいたします。

### 1. 入学祝金の支給要件

五戸町に住所を有し、次の①～⑥のいずれかに該当する令和3年度に小学校又は中学校に入学する児童・生徒（遺児）と同居し、その遺児を養育している者に対し、支給します。

- ① 父母又は父若しくは母が死亡した場合
- ② 父母又は父若しくは母の生死が引き続き3か月以上明らかでない場合
- ③ 父母又は父若しくは母が1年以上行方不明となっている場合
- ④ 父母又は父若しくは母に引き続き1年以上遺棄されている場合
- ⑤ 父又は母の心身障がいの程度が、児童扶養手当法施行令（※）で規定する障がいの状態に該当し、労働能力を失っている場合（※障害年金の等級が1級程度の者）
- ⑥ 父母又は父若しくは母が法令により引き続き1年以上拘禁されている場合

### 2. 入学祝金支給額 7,000円

### 3. 申請方法等

- ・受付場所：五戸町役場 1階 福祉課
- ・受付期間：令和3年4月1日（木）～令和3年4月7日（水）
- ・受付時間：8時15分～17時00分
- ・支給予定：令和3年4月下旬（予定）

### 4. 申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・振込希望口座の通帳の写し（保護者名義）
- ・戸籍謄本（①に該当する場合。本籍地が五戸町の場合は不要）
- ・民生委員または福祉事務所長の証明書（②、③、④に該当する場合）
- ・身体障害者手帳または児童扶養手当証書（⑤に該当する場合）
- ・拘禁証明書（⑥に該当する場合）

※ 上記書類により祝金の対象となるか確認が困難である場合は、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

【問合せ先】

五戸町役場 福祉課

TEL:0178-62-2111(内線 133)